

金融所得課税の一体化における移行措置の重要性—株式譲渡損の扱いに関する若干の論点

増井良啓^{◎東京大学法学部教授}

I はじめに

税制調査会金融小委員会が「金融所得課税の一体化についての基本的考え方——金融小委員会報告書——」(平成16年6月)をとりまとめてから、ほぼ半年が経過した(以下これを「報告書」という)。報告書が示した改革の道筋は、平成17年度税制改正には盛り込まれなかつたものの、税制調査会「平成17年度の税制改正に関する答申」は次のように述べて、金融所得課税の一体化を具体的に進めるべきであると明記した。いわく、「今後、各種の金融所得の損益通算の範囲の拡大にあたっては、投資家の混乱を引き起こさぬよう制度改変の手順に留意する必要がある。また、その際、金融番号制度の導入は不可欠である。所要のシステム構築といった面にも十分配慮しながら、金融所得課税の一体化を具体的に進めていくべきである。」

この展開をうけ、本稿では、金融所得課税の一体化を進める場合に、移行措置をどう仕組むかがひとつの重要な論点になることを指摘したい。具体的には、損益通算の範囲を拡大する課税ルールが導入されたとして、税制改正前にすでに発生していた株式の値下がり損をどう扱うか、という問題である。

これまでのところ、この論点については、あまり言及されることがなかったように思われる。金融所得課税の一体化については所得税制の根本にかかる大きな論点があるため、報告書に対する論評も大きな角度から斬り込むものがほとんどである。しかし、報告書のロジックをたどっていくと、損益通算を認める範囲の問題がかなり重要であることが判明する。そこで本稿では、損益通算の範囲拡大に付随する移行措置に論題をしづる。

以下ではまず、識者の論評を参考しながら、現下の政策的要請に基づく部分的手直しを志向したものとしてこの報告書を位置づける(II)。その政策的要請とは「貯蓄から投資へ」というスローガンに表されるものである。そして、その要請との関係において、株式譲渡損についての移行措置のあり方がひとつの重要な論点になることを明らかにする(III)。

II 現下の政策的要請に基づく部分的手直し

1. 報告書の位置づけ

報告書は、現下の政策的要請に基づく部分的手直しを提案するものと位置づけられる。これを敷衍すれば、第1に、抜本的税制改革

よりも部分的手直しを選んだということであり、第2に、金融資産選択に対する税制の中立性確保よりも政策的要請を色濃くにじませたということである。

2. 抜本的税制改革ではなく部分的手直し

金融所得課税のあり方については、より抜本的な改革を志向する議論も提示されていた。たとえば、田近(2002)は、とりあえず分離課税を張り巡らしそれがずっと続いている日本の資本所得課税が「時代に取り残されている」と警告していた。

国枝(2004a)は、貯蓄・投資や企業活動に対して中立的な税制を構築するためには、①個人・法人両段階を統合した上で同一の税率となっている必要があること、および、②実現時ベースではなく発生時ベースの所得に対し同一の実効税率が課されることを望ましいことを、金融所得課税に関する原則として確認すべきだと主張していた。しかし、金融小委員会ではこれらの原則は確認されなかつた。そのため、国枝(2004b)は、報告書を過渡的な税制の姿を提示したものと位置づけ、今後さらに抜本的な見直しを行う必要があるとしている。

この指摘のとおり、①個人・法人両段階を統合することや、②発生ベースで所得を計測することは、税制のあり方を論ずるうえできわめて正統的な手順である。にもかかわらず、それらが報告書の基礎に置かれなかつたのはなぜだろうか。それは、理論に対する無理解によるのではなく、そこまでの改正を行うことが大変であるという現実的な要因によるようと思われる。

事実、金融小委員会委員長による2004年3月の講演は、関連する論点を手際よく概観する中で、①②のいずれにも理解を示していた。すなわち、奥野(2004)は、①について、本

当は所得税だけでなく法人税の問題もきちんと考えるべきだとしつつ、法人税の課税ベースを付加価値に改組する可能性に触れている。②については、包括的所得税の下では発生時点での課税が望ましいけれども、現実にはやむなく実現時課税を採用していると述べている。これらの指摘は、金融所得課税のあり方について抜本的な改革の可能性が、少なくとも理論の上では意識されていたことを示す。

しかし、このような抜本的改革には、かなり大がかりな議論と制度整備が必要である。①についていえば、1996年11月の法人課税小委員会報告でも、法人税と所得税の統合についてあらためて踏み込んだ検討は行わないこととされた経緯がある。②についても、発生ベースでの課税を制度化するためには、源泉分離課税や特定口座のように金融仲介機関に納税事務を「お任せ」するやり方から、個人投資家の申告を原則とするやり方へとはっきりと発想を転換する必要がある。すなわち、現行制度は、個人があまねく申告納付を行うという発想をとっておらず、キャッシュが移動したときに金融仲介機関が投資家に代わって納税事務を代行するという発想をとっている。この点に関連して、報告書は、損益通算を行うための申告機会の増加が、「納税者が自ら申告する所得税の将来のあり方との関係では望ましい」と述べており、少なくとも将来的には抜本的な改革の可能性を認識している。

こうして今回は、まずは金融商品ごとにばらばらな課税ルールを整理し、部分的な手直しを加える提案がなされた。報告書が「分離課税制度を再構築する」という目標を掲げたのは、このような文脈で理解すべきものと考える。

預貯金の利子	公社債の利子	公募株式投資信託の収益分配金	上場株式の配当
—	公社債の譲渡損益	公募株式投資信託の譲渡損益	上場株式の譲渡損益
預貯金の元本割れによる損失（ペイオフ等）	公社債の元本割れによる損失	会社の倒産等による株式の無価値化	会社の倒産等による株式の無価値化

出典 永長（2004a）による

3. いわゆる「貯蓄から投資へ」の政策的要請

では、ピースミールな改革提案にあたり、どのような点が考慮されたか。

2004年4月の立案担当者による講演は、損益通算の範囲拡大についてどのような考慮がなされたか、考え方の筋道をよく表している。すなわち、永長（2004a）は、主な金融商品を4つ並べて上のような箱をつくり、損益通算の範囲を個別に吟味している。第1列が経常的な所得であり、第2列がキャピタルゲイン・ロスである。第3列が資産減失のグループであり、箱を切り離している理由は現行制度がこれを損失とみていないからであるとされる。

まず、第1列と第2列の間の損益通算は認めないこと、第2列相互の通算は認めてよいこと、が原則として確認される。ここからあとは「貯蓄から投資へ」という政策的要請をどこまで反映させるかの問題であるところ、順序として、タテの箱同士の通算をまず考えるべきであり、ナナメの箱の通算にはクリアすべき問題があると説明されている。この説明は、損益通算の範囲についての報告書の記述を先取りするものである。

ここにいう「貯蓄から投資へ」の政策的要請とは、要するに、個人の金融資産の内訳を、預貯金を中心とする安全資産から、株式や投資ファンドなどのリスク資産に振り向けるという政策意図を指す。第2列の株式譲渡損失を、第1列の各種の経常所得と通算する根拠

は、ひとえにこの政策的要請に求められているのである。この点について、佐藤（2004）は、「ここで議論されているのは政策税制であって、所得税の基本的な仕組みとは、一歩距離を置いたものであると理解すべきであろう」と述べている。

なお、水野（2004）は、「①同一の所得区分の中で、さらには、②関連する所得で比例税率の適用される所得のなかにおいて、それにかかる損失の控除を認めることが妥当である。これは、包括的所得税の方向を変えるものではない」としている。政策的要請という根拠づけを用いることなく報告書の結論に近い結果をもたらす立論として、注目される。

III 株式譲渡損の扱いに関する移行措置の重要性

1. 政策的要請に対して税制がどこまで寄与すべきか

以上、報告書の提案は、現下の政策的要請に基づく部分的手直しを提案するものと位置づけられる。政策的要請を考慮することについては、武田（2004）が、税制上の特別措置を整理縮減すべきであるとする税制調査会の基本の方針と背馳するものとして、疑問を呈している。

すべての課税ルールは、人々の行動に影響を及ぼす。このことは、本則的措置であるか

政策的措置であるかどうかを問わない。そこで以下では、ひとまず報告書の議論に内在的に接近することとし、損益通算の拡大が「貯蓄から投資へ」という政策的要請にどのように応えるかを問題にする。

2. 損益通算の拡大は個人の株式投資を拡大するか

いま仮に、個人の株式投資を行いややすくするという政策目標が望ましいものであったとする。その場合、損益通算の範囲の拡大が、その政策目標を実現するための手段としてどの程度効果的かが問題である。

この点については、複数の論者により、やや消極的な見解が表明されている。

田中治（2004）は、「貯蓄から投資へ」という政策的要請を考慮した税制を構築する必要があるとした場合、株式の売買ではなく株式の保有を奨励すべき方向を目指すべきであり、損益通算が政策的課題として適切かどうか検討の必要があるとする。

林（2004）は、株式譲渡損の通算を預貯金利子等にまで広げることが株式投資の拡大に結びつくとは考えにくいと述べる。その理由としては、実際に相殺が可能になるためには株式投資額を大きく上まわる預貯金を必要とすることをあげている。

堀内（2004）は、金融商品課税の手直し、とくに株式などリスク資産に対する課税を実質的に軽減する改正が人々の資産選択を「貯蓄から投資へ」シフトさせることにどの程度貢献するかは必ずしも明確でないと述べる。ただし、金融所得課税における損益通算を徹底することで、投資家が多様化されたポートフォリオのリスクを削減し、個人投資家をリスク資産の保有により強く誘導するものと解釈している。なお、金融商品化課税の一体化に賛成する根拠としては、複雑な金融税制を

単純化し透明性を高めることに求めている。このように、損益通算の範囲を拡大することで、個人投資家がどの程度株式投資に向かうかは、予測できないところが多い。

3. 税制改正前に発生していた株式値下がり損の扱い

（1）問題の所在

ところで、「貯蓄から投資へ」という政策的要請との関係では、税制改正前にすでに発生していた株式の値下がり損をどう扱うかがひとつ重要な問題となる。なぜなら、単に損益通算の範囲を拡大すると、すでに値下がりしていた株式を売却して投資を終了し、それによって損失を実現する場合にも恩恵が及ぶことになるからである。これでは、「貯蓄から投資へ」というスローガンが意図しているところに逆行してしまう。

（2）損失の選択的実現

このことは、政策的考慮をいったん離れ、より一般的な角度からみた場合にも問題である。実現主義をとる所得税制の下では、納税者は損失を選択的に実現することができるからである。

この点につき、報告書は、「譲渡所得は、資産を取得した時から一定の期間をかけて発生した含み損益が納税者の任意で行われる譲渡によって実現したときに課税されるものである」と述べ、損益実現のタイミングが任意に操作される可能性に注意を払っている。

吉村（2004）は、損失の選択的実現(cherry picking)という観点から損益通算の範囲を制限する視点を提示しており、損益通算の制限という手法よりも、対応するポジションの収益実現時まで損失の認識を繰り延べする措置が望ましい局面が多いことを示唆する。

（3）税制改正時のシナリオ・その1

「貯蓄から投資へ」という政策的要請との

関係に話を戻そう。

損失の選択的実現は現行所得税制の一般的な脆弱性を示すものであり、税制改正時のみに特有の問題ではない。しかし、とりわけ税制改正時には、問題が大きくなる。損益通算の範囲を拡大する税制改正がどのような行動を誘発するか、いくつかのシナリオを想定してみよう。

ひとつは、含み損を抱える株式の譲渡を改正法の施行時以後まで延期する行動を誘発することである。もっとも、これは、納税者に有利な税制改正に伴って普通に生ずる現象であり、実害は小さいかもしれない。

(4) 税制改正時のシナリオ・その2

いまひとつは、1990年代初頭のバブル崩壊以降に発生した株式の含み損を、税制改正時以降に一挙に実現し、他の金融所得と通算したうえで、株式投資を手仕舞いしてしまう可能性である。ひきつづき株式投資を継続する保障はない。株式を売ったあとにその売却代金を再びリスク資産に振り向けたとしても、リスク資産への投資は増えない。

損益通算の拡大により株式投資を容易にしようとしているのに、かえって株式投資の終了を容易にする結果になってしまうのはなぜだろうか。それは、税制改正時から過去を振り返って事後(ex post)の観点からみれば、損益通算を認める課税ルールが含み損を抱える株を売る誘因効果を持つからである。この点は、リスク投資を促進するために損益通算を拡大する議論が、将来にむかって投資ポートフォリオを組むという事前(ex ante)の観点に立っていることと、対照的である。事前の観点からすれば、損が出たときの投資の終了が容易になることが分かっていることに

*

*

*

よって、投資家は、新たな投資をためらわなくなる。しかし、制度改正前に投資を開始した投資家に対しては、あとになって損益通算が認められることで、棚ぼた利益(windfall)が与えられる結果になる。

なお、税制改正により株価そのものが上昇するのであれば、その分だけ含み損は小さくなる。堀内(2004)によれば、株式を中心とするリスク資産からのリターンに対する課税を軽減する政策は、他の条件が変わらなければ、株価を引き上げる効果を発揮することが期待できるという。もしこの効果により含み損の規模が小さくなれば、損益通算が税収に与える影響も小さくなるであろう。

(5) 移行措置の重要性

このように、「貯蓄から投資へ」という政策的要請を額面通りにうけとると、いつ発生した値下がり損に対して損益通算拡大のルールを適用すべきかがひとつの重要な論点となる。何らの措置も講じなければ、改正前に発生した損失に対して譲渡時の改正法が適用され、政策的要請に逆行する結果が生ずる可能性がある。

この結果を避けるためのひとつの方法として、損益通算の時間的適用範囲を区切ることが考えられる。たとえば、改正法の施行時以後に取得した株式について譲渡損の損益通算を認め、それ以前に取得していたものについては認めない、といったやり方である。想定するシナリオに応じ、移行措置のあり方については他にもいろいろな工夫がありえよう。

金融所得課税の一体化に伴う損益通算の拡大については、あまり言及されることのないこのような論点にも十分に配慮して、今後の議論を進めることができることが望まれる。

【参考文献】

- 阿部泰久「投資家利便を促進し経済復活の後押しを」金融財政事情55巻15号26~29頁(2004).
- 井堀利宏「『金融(資産)所得の一体化課税』へと進む税制改正とその影響」税理47巻6号2~8頁(2004).
- 大崎貞和「金融所得一元課税への第一歩となる税制改正」資本市場クォータリー6巻3号2~9頁(2003).
- 大崎貞和「特定口座の活用で一元化の促進を」金融財政事情55巻15号22~25頁(2004).
- 岡村忠生「キャピタルゲイン・ロス課税の創設」税経通信53巻10号33~39頁(1998).
- 奥野正寛「金融所得一体課税について」租税研究656号38~48頁(2004).
- 神田秀樹「金融所得課税の将来——信託課税のあり方との関係も含めて」信託211号60~77頁(2002).
- 国枝繁樹「金融所得一体課税の論点と課題」税務弘報52巻2号6~14頁(2004a).
- 国枝繁樹「金融所得課税一体化の論点」租税研究659号80~89頁(2004b).
- 佐藤英明「金融所得一体化課税の実現に向けて」税務弘報52巻11号6~11頁(2004).
- 須藤明裕「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(政府税制調査会金融小委員会報告)について」地方税55巻8号9~31頁(2004).
- 武田昌輔「金融所得課税についての所感」税経通信59巻10号78~81頁(2004).
- 田近栄治「資本所得課税の展開と日本の選択」ファイナンシャル・レビュー65号21~37頁(2002).
- 田中治「金融所得の一体課税の論理とその問題点」税経通信59巻10号82~87頁(2004).
- 田中正秀・田中啓一「金融資産所得税のあり方の検討」税経通信59巻10号88~96頁(2004).
- 中里実「金融所得課税のあり方について」信託211号78~92頁(2002).
- 中里実「金融所得課税の課題」金融677号4~11頁(2003).
- 永長正士「金融所得課税一元化の方向性」租税研究657号5~20頁(2004a).
- 永長正士「金融所得課税一体化」税調金融小委員会報告」租税研究659号53~69頁(2004b).
- 永長正士「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」について」金融689号3~9頁(2004c).
- 日本租税研究協会金融課税委員会「金融所得課税の一体化に関する提言」租税研究662号36~42頁(2004).
- 野田秀三「金融所得一体化課税における資産減少損の取扱い」税理47巻12号9~13頁(2004).
- 馬場義久「金融所得課税一元化のあり方について」租税研究659号70~79頁(2004).
- 林宏昭「金融所得課税の方向性——るべき税制と個人金融資産の構造改革」税経通信59巻10号97~102頁(2004).
- 堀内昭義「金融所得課税の一体化を巡る—考察」金融691号2~9頁(2004).
- 増井良啓「資本所得課税を存続させるための方策」税研83号45~55頁(1999).
- 増井良啓「譲渡所得課税における納税協力」日税研論集50号125~144頁(2002).
- 水野忠恒「預貯金利子等の課税のありかた」日税研論集41号3~45頁(1999).
- 水野忠恒「金融資産収益の課税——金融課税の一体化」日税研論集55号3~25頁(2004).
- 森信茂樹「金融所得の一元化と番号制度」税理47巻10号2~7頁(2004a).
- 森信茂樹「金融所得課税の一体化をどうすすめていくか」国際金融1130号10~15頁(2004b).
- 吉村政穂「金融所得課税をめぐるいくつかの問題」租税研究662号42~55頁(2004).